

大型絵本・紙芝居等の貸出に関する取り扱いについて

平成24年3月1日制定

平成25年7月1日改正

多賀町立図書館

(趣旨)

第1条 多賀町立図書館が所蔵する大型資料の有効活用を図るため、多賀町立図書館管理運営規則に規定する貸出の点数及び期間を変更することとし、これに必要な取り扱いを定める。

(対象資料)

第2条 館外利用の期間及び冊数を変更する対象資料は、次のとおりとする。

- (1) 大型絵本
- (2) 大型紙芝居
- (3) 紙芝居舞台
- (4) その他読みきかせに必要な機材

(貸出の対象者)

第3条 資料の館外貸出しを受けることができる者は、多賀町内の教育・福祉施設等で、多数の幼児・児童や高齢者などに対して無償で読み聞かせをする利用カードの交付を受けた団体および個人とする。

(館外利用の期間及び冊数)

第4条 この取り扱いによる対象資料の館外貸出しの期間は、貸出しの日の翌日から3週間以内とし、冊数は3冊までとする。貸出期間の延長は1回限り、7日以内とする。

2 教育機関や図書館等への特別貸出及び相互貸借による館外利用の期間は30日以内とする。

(利用の申し込み)

第5条 資料の貸出しを希望する団体等は、あらかじめ貸出用大型絵本・紙芝居等貸出申請書(様式第1号)を提出し、貸出許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。

(その他)

第6条 この取り扱いに定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

(適用)

第7条 この取扱いは、平成24年3月1日から適用する。

付則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

貸出し用大型絵本・紙芝居等貸出申請書

館長	合議

平成 年 月 日

多賀町立図書館長 様

申請者 住所
氏名

下記のとおり、資料の館外貸出を申請します。

なお、使用にあたっては、破損・盗難等のないよう管理を徹底します。

貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
団体名			担当者名	
電話番号			利用カード番号	
利用の目的	内容			
	対象		人数	人

■貸出対象資料

資料番号	資料名

※留意事項

- 貸出期間は、1申し込みあたり原則として3週間以内とします。
- 貸出冊数は、3冊までとします。

(万が一、破損または紛失等があった場合は修理代等の実費を請求させていただくことがあります。)

図書館使用欄

受付日	平成 年 月 日	決定通知日	平成 年 月 日
貸出日時等	平成 年 月 日	:	(担当者:)
返却日時等	平成 年 月 日	:	(担当者:)
備考			

別記様式第2号(第5条関係)

貸出し用大型絵本・紙芝居等貸出許可書

平成 年 月 日

様

多賀町立図書館 館長 印

下記のとおり、資料の館外貸出を許可します。

なお、使用にあたっては、下記の留意事項を徹底してください。

貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
申請者住所			
団体名(氏名)		担当者名	
電話番号		利用カード番号	

■貸出対象資料

資料番号	資料名

※留意事項

1. 貸出期間は、1申し込みあたり原則として3週間以内とします。
2. 返却するときはカウンターへお返してください。
3. 貸出時に紙芝居の現状を確認下さい。(数量・汚れ・破損状況等)
4. 紙芝居セットの転倒等による事故のないようご留意下さい。
5. 破損・紛失・盗難等のないよう管理下さい。
6. 返却する際は、数量・汚れ・破損状況等を確認の上ご返却下さい。
(万が一、破損または紛失等があった場合は修理代等の実費を請求させていただくことがあります。)